

「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

原子力災害対策特別措置法（平成11年 法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正しました。

修正の要旨は以下のとおりです。

1. 原子力災害対策特別措置法改正に伴う修正

(1) 通報先の変更について

国への連絡先を経済産業大臣から内閣総理大臣および原子力規制委員会へ変更。

(2) 緊急時対策所、および原子力施設事態即応センターへの通信設備等の追加について

発電所の緊急時対策所、および本社（広島市）に設置する原子力災害対策室（原子力施設事態即応センター）に、政府関係機関他と接続可能な非常用通信機器（電話、ファクシミリ）、テレビ会議システム、緊急時原子力発電所情報伝送システム（SPDS）を追加整備することを記載。

(3) 原子力事業所災害対策支援拠点に関する項目の追加について

原子力災害対策を支援するための発電所周辺の拠点候補地をあらかじめ選定し、災害発生時、状況に応じて候補地の中から支援拠点を設置することを記載。

(4) 原子力緊急事態支援組織に関する項目の追加について

原子力事業者で共同運営する原子力緊急事態支援組織（福井県）に遠隔操作が可能な資機材（ロボット）を配備したことを記載。また、支援が必要な場合に支援組織から資機材の提供を受け、復旧作業を実施することを記載。

(5) 原子力防災訓練の実施・報告・評価について

これまでの訓練項目にシビアアクシデントの想定等を追加するとともに、訓練実施後に評価・改善を実施することを追加記載。

また、訓練実施結果を国に報告するとともにその要旨を公表することを追加記載。

2. 当社防災体制の見直しに伴う修正

(1) 緊急時の体制発令基準の見直しについて

緊急時の体制を発令する基準を、従前からの発電所敷地境界線における放射線量基準に加えて、自然災害、その他原子力規制庁が警戒事象と判断した場合を追加記載。

3. 修正年月日

平成25年3月18日

以上